

## 平成 29 年度第 1 回 鹿角市空き家等対策協議会の概要

【開催日時】平成 29 年 12 月 18 日（月）午後 1 時 30 分～2 時 40 分

【開催場所】市役所本庁舎 1 階 第 5 会議室

【出席者】児玉一会長、高橋俊之委員、木村正樹委員、尾崎剛史委員、黒沢均委員、兎澤純子委員、服部巧委員、浅水和也委員、海沼均委員

---

### 会 議 要 点

#### 1 開 会 午後 1 時 30 分

過半数の出席により、会議が成立している旨の報告（事務局より）

#### 2 委嘱状交付

#### 3 市長挨拶

#### 4 説明及び意見交換

##### (1) 空き家に関する法令及び経緯について

質疑なし

##### (2) 鹿角市空き家等対策協議会について

質疑なし

##### (3) 鹿角市空き家等対策計画について

委員) 計画に定める空き家の実態調査について、市内全域となれば相当の数になると思われるが、具体的な調査方法について教えていただきたい。

事務局) 平成 25 年度の調査は、自治会長より自治会内の空き家を提出して頂いたものを基準に調査を行ったが、報告精度に差があり把握漏れが散見された。

来年度の前定では、全国的に実態調査が行われていることから、ノウハウが蓄積されている業者への委託業務を検討している。具体的には、上水道の閉栓情報や住民基本台帳情報など、行政のデータ等を駆使し空き家候補を絞り込むものである。また、その際に本計画に盛り込む「特定空家判断基準表」を用いて特定空家の当てはめの調査を行う。

所有者情報についても、納税義務者情報を用いて、実際に連絡が取れる

所有者の特定をし台帳整備をしていきたいと考えている。

委員) 委託にて行うとのことであったが、自治会長への調査はあるのか。

事務局) 現在のデータも渡して調査を行うため、自治会長への調査は行わない。

#### (4) 本市の現状と取り組みについて

委員) 平成 25 年の実態調査以降、加除等はされていないのか。

事務局) 自治会長等からの苦情等により新規に発見された空き家等は随時更新している。また、解体をした際に税務課へ提出される家屋等滅失届の情報を用いて、解体された空き家については削除するなど、随時更新をしている。

委員) これまで市が行ってきた取り組みで対応できていたにも関わらず、計画を策定しなければならないという意義、協議会の設置についても意義が薄いと感じるが。

事務局) 法の施行により、空家等対策計画の策定、協議会の設置がともにできるという規定になった中で、計画に盛り込むべき内容、連携方法を他市の動向を見ながら探ってきた。

計画は、市の取り組みを網羅することで総合的な政策が明記されること、協議会については、これまでの取り組みは行政が単独で行ってきたものであるが、外部から専門的知見等伺いながら連携も視野に入れいている。相続相談には、司法書士や弁護士、不動産の相談には不動産事業者へと、連携を図っていきたいということで設置をしている。

委員) 危険老朽空き家除却費補助金制度について、以前、施設入所となり空き家になったので、早急に解体が必要と考え、補助相談をしたが空き家の危険度が低いとのことで対象外とされたことがある。資力に余裕がない方が多いので、低所得者向けに枠を広げていただきたい。

事務局) 現在の制度では、一番状態の悪いランクを対象としており、かつ通学路など不特定多数の市民に影響が想定される空き家を優先的に補助している。制度について、様々な意見も頂いており、本協議会にて検討していきたいと考えている。例えば、補助対象に「空き家等対策協議会において認められたもの」という一文を追記して対象を広げるなど、補助対象や金額など様々な検討を本協議会にて行いたい。

委員) 社会福祉協議会では、何かそういう制度はあるものか。

委員) 貸付制度となるため、いずれは返してもらわなければならない。

委員) 情報の共有や連携という面では、消防としては倒壊した空き家の対応について、夜間や休日の際の有事の際に、所有者等の情報について提供が可能なものか。

事務局) 過去に休日夜間に倒壊した際に、連絡を貰い現地にて所有者情報等の提供、その後の除却の指導等を行っており、有事の際には、市としても現地対応を基本としている。例えば、空き家台帳システムを消防本部でも共有できるか等の検討は行っていきたい。

委員) 空き家の定義について、例えばお盆や正月には使用しているなどという声もよく聞かすが、それらは空き家の実数にどう捉えているのか。

事務局) 常時人が住んでいないものという定義で調査しており、年数回帰省時に使用する場合や、物置として使用などの場合も、空き家として捉え台帳に入力している。平成 25 年の実態調査後、把握した所有者に対し意向調査を実施し、使用状況や頻度についても回答があったものは台帳の空き家ごとの個票に反映している。年に数回の使用実績があっても苦情等があれば、常時管理できない状態と同様であるので助言・指導の対象として対応している。

## 5 その他

委員) 警察においても空き家をすべて把握しているものではない。倒壊等の際には交通誘導や立ち入り制限など連絡をいただければ協力していく。人身の被害に結びつかないような取り組みを連携していきたい。

委員) 危険であれば行政代執行もやむを得ないと思う。情報をしっかり共有しながら連携し取り組んでいただきたい。

## 6 閉会 (午後 2 時 40 分)